

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2006.10.1 発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第42号

高齢者虐待防止・養護者支援法が施行されて

社会福祉法人 北海長正会

北広島リハビリセンター特養部四恩園 三瓶 徹

高齢者虐待防止・養護者支援法は2005年の11月1日、参院厚労委員会及び本会議で可決、成立し、今年の4月1日に施行されました。国が行った「家庭内における高齢者虐待に関する調査」でケアマネジャーの9割が虐待への対応に困難を感じ、虐待対応のために「相談窓口の整備」「制度の整備」の回答が上位を占め、ケアマネジャーにとって虐待防止・養護者支援のための制度は、欠くことのできない資源であることを痛感していました。この法律の特色は、①高齢者虐待を定義したこと、②高齢者虐待の早期発見・早期対応により高齢者の安全確保を図ること、③市町村が虐待防止の主たる担い手としていること、④施設や在宅サービスの従事者等による虐待も対象としたこと、⑤高齢者を養護（介護）する者も支援するとしたこと、⑥虐待した者を処罰すること目的としたものではないこと、⑦財産被害の防止も施策の一つに取り上げていること、⑧高齢者以外の障害者虐待についても検討課題としていることです。

この法律の責任主体である市町村は、高齢者の尊厳保持のために「虐待を許さない、させない」という固い決意を持ってシステムづくりに望み、相談窓口としてある地域包括支援センターは、この法律を実効あるものにするために、その役割が期待されています。すでに虐待事例に関わりながら対応に困難を感じているケアマネジャーにとって、相談窓口ができたことは朗報であり、困難な虐待事例をまる投げしたい衝動にかられるものです。虐待の要因は様々であり簡単に解決できるものではありませんが、養護者の認知症の理解や介護負担・介護疲れ軽減のための介護サービス利用、家族関係不和によるストレス軽減のための相談、高齢者や養護者の性格的偏り・精神疾患・依存症については専門

の社会資源につなぐなどで、解決は難しいがそれ以上虐待が深刻になることを防いだり、関係が改善された事例をもつケアマネジャーの方も多いと思います。

国の調査で虐待を受けている高齢者の平均年齢は81.6歳、軽度の認知症を含め8割が認知症の高齢者であり、ケアの継続が必要な方々であります。システム的には虐待の程度に応じた対応が求められるが、多くの場合ケアマネジャーと高齢者及び養護者との信頼関係が虐待防止や軽減に大きく作用するものであり、見守り見捨てない継続した関わりがケアマネジャーとしての基本的な態度として求められます。ケアプランは「高齢者の尊厳を保持しその人がその人らしく生きる」ことを目指し立てられるものであり、ケアの実践により尊厳を保持するものです。虐待は「その人がその人らしく生きることを否定するものであるとすれば、ケアを担う者は高齢者の尊厳を支える者となることが求められます。

この法律は虐待の定義を含め条文が抽象的であり、解釈に戸惑うことが指摘されておりますが、虐待は「尊厳の対極にあること」「高齢者にとっても養護者にとっても不幸なできごと」であることを認識し、虐待の定義に無いからとか、虐待の分類に明確に当てはまらないからと、虐待を感じながらも見離してしまうことのないように心がけなければならないものです。この制度に課題があるとすれば、虐待事例に関わる機会の多いケアマネジャーは、この法律に基づく趣旨や市町村のシステムを理解し、一つひとつの事例から制度の持つ課題を検討していくことが必要です。この制度が、高齢者の尊厳を支える資源として有効に機能させることができるかどうか、私たちの自覚にあるとも言えます。

札幌市からの情報提供

① 軽度者に対する福祉用具貸与の経過措置期間の終了について

「ケアマネSAPPORO」(2006.6.1発行第40号)でお知らせしていますが、平成18年4月から、要支援1・2、経過的要介護、要介護1の方(以下「軽度者」

という。)については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、別に厚生労働大臣が定める者を除き、次の用具貸与が保険給付の対象外となりました。

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト

平成18年3月31日までに対象外種目の貸与を受けていた軽度者に対する保険給付の対象とする経過措置が、平成18年9月30日で終了し、別に厚生労働大臣が定める者を除き、**10月以降は保険給付の対**

象になりませんのでご注意ください。

なお、福祉用具貸与費等の取扱い等について、平成18年8月14日付けで厚生労働省から通知が出ていますので、参考にしてください。

道介護保険課HPに掲載 ▶ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kgh/information.htm>

重要

特殊寝台について、軽度者であっても主治医が必要と判断した場合は貸与が可能かとの問合せが寄せられています。

軽度者であっても保険給付の対象となる者は、原則として、要介護認定の認定調査における基本調査結果を活用して、客観的に判断するとされていますので、**主治医等が必要と判断しても保険給付の対象にはなりません。**

ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と求められる者」に対する「車いす」と、「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に対する「段差解消機」については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報やサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより支援事業者が判断するとされています。

その他の場合は、**認定調査票の基本調査結果により判断**することになりますので注意してください。

② 特定事業所集中減算に係る書類の作成等について

平成18年4月から、正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与の提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の90を超える場合は、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算するとされました。

指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与それぞれについて計算し、いずれか一つでも100分の

90を超えた場合は減算になります。

なお、すべての居宅介護支援事業者は、毎年度2回(3月15日及び9月15日までに)、判定期間における居宅サービス計画の総数などを記載した書類を作成し、算定の結果90%を超えた場合は当該書類を都道府県知事に提出しなければならず、また、90%を超えなかった場合も、当該書類を保存する必要がありますので、留意願います。

(関連通知＝H12厚生省告示第20号、H12厚生省告示第25号、H12老企第36号)

高齢者虐待のサイン

高齢者が不当な扱いや虐待を受けていることを疑ってよい場合のサインの例を以下の表に整理しています。これらのサインが複数見られるようであれば、虐待を疑ってみてください。ただし、これはあくまでも例示ですから、これ以外にも多様なサインがあることを忘れないでください。

高齢者に見られるサイン

A 身体的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン

- 1 説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁にみられる
- 2 下腿の内側や上腕部の内側、背中などにアザやミミズバシがある
- 3 回復状態がさまざまな段階の傷やアザ、骨折の跡などがある
- 4 頭、顔、頭皮などに傷がある
- 5 臀部や手のひら、背中などにやけどの跡がある
- 6 たやすく怯え、恐ろしがる
- 7 「家にいたくない」「蹴られる」などの訴えがある
- 8 医師や福祉・保健の関係者に話すこと、援助を受けることをためらう
- 9 医師や福祉・保健の関係者に対する話の内容がしばしば変化する
- 10 傷やアザに関する説明のつじつまが合わない

B 介護者による世話の放棄や高齢者本人による自己放任のサイン

- 1 居住する部屋、住居が極端に非衛生的である、あるいは異臭がする
- 2 部屋の中に衣類やおむつなどが散乱している
- 3 寝具や衣類が汚れたままであることが多い
- 4 濡れたままの下着を身につけている
- 5 かなりの程度の潰瘍や褥瘡ができています
- 6 身体にかなりの異臭がする
- 7 適度な食事をとっていない
- 8 栄養失調の状態にある
- 9 物事や周囲のことに対して極度に無関心である
- 10 疾患の症状が明白にあるにもかかわらず、医師の診断を受けていない

C 心理的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン

- 1 指しゃぶり、かみつき、ゆすりなどの悪習慣が見られる
- 2 不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など)の訴えがある
- 3 ヒステリー、強迫観念、強迫行為、恐怖症などの神経症的反応が見られる
- 4 食欲の変化、摂食の障害(過食、拒食)がみられる

- 5 不自然な体重の増減がある
- 6 過度の恐怖心、怯えを示す
- 7 強い無力感、あきらめ、なげやりな態度などがみられる

D 性的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン

- 1 歩行、座位が困難
- 2 肛門や女性性器からの出血がある
- 3 生殖器の痛み、かゆみを訴える
- 4 たやすく怯え、恐ろしがる
- 5 通常の行動が変化する
- 6 人目を避け、多くの時間を一人で過ごす
- 7 医師や福祉・保健の関係者に話すこと、援助を受けることをためらう
- 8 自傷行為が見られる
- 9 睡眠障害がある

E 経済的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン

- 1 年金や財産などがあり、財政的に困っているはずはないのに、お金がないと訴える
- 2 財政的に困っているはずはないのに、本人や家族に費用負担のかかるサービスは受けたくないという
- 3 サービスの費用負担や生活費の支払いが突然できなくなる
- 4 資産の状況と衣食住など生活状況との落差が激しい
- 5 知らない間に預貯金が引き落とされたといった訴えがある

介護者・家族に見られるサイン

- 1 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる
- 2 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばしている
- 3 高齢者の健康に関して関心が低く、受診や入院の勧めを拒否する
- 4 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
- 5 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしらない
- 6 保健や福祉の専門家に会うことを嫌がる

高齢者虐待の相談・支援の基本的な視点

1 発生予防から、解決に向けた継続的な支援

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることを支援することであり、予防から安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない継続的な支援体制が必要です。

2 高齢者自身の意思の尊重

高齢者虐待は、児童虐待と違って「成人と成人」の人間関係上で発生することがほとんどのため、「被害者と加害者」という構図に基づく対応ではなく、介護保険制度の理念と同様、高齢者の意思を尊重した対応を行うことが必要です。

3 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

虐待は、未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利擁護の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護者の介護負担の軽減のための適切な介護保険制度の利用促進などを考えます。

また、近隣との交流がなく孤立している世帯などに対し、関係者による働きかけを通してリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要です。

4 虐待の早期発見・早期対応

高齢者の虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、支援を開始することが重要です。民生委員や地域組織、地域の専門機関、地域住民への高齢者虐待に関する啓発普及、連携体制などの構築によって、虐待を未然に防ぐとともに、仮に虐待が発生しても早期に発見し、対応できる仕組みを整えることが必要です。

5 高齢者本人とともに介護者を支援する

虐待している介護者を加害者と捉えてしまいがちですが、介護者が疾病や障がい、介護疲れなどの問題を持ち何らかの支援を必要としている場合があります。

家族が抱えている問題を理解し、高齢者や介護者、家族に対する支援を行うことが大切です。

6 関係機関の連携・協力によるチーム対応

虐待は、さまざまな要因が影響しており、支援にあたっては、多岐にわたる知識が必要になります。予防から支援にいたる各段階で、複数の関係者が連携をとりながら、高齢者や介護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応することが必要です。

相談対応時の留意事項

1 虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者本人や介護者の虐待に対する自覚の有無に関わらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待があると考えて対応します。

2 高齢者の安全確保を優先する

高齢者の生命に関わるような緊急な事態では、入院や入所などの緊急保護措置が必要な場合、介護者と信頼関係を築けないときでも高齢者の安全確保を最優先する必要があります。

3 常に迅速な対応を意識する

虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって深刻化することが予想されるため、通報・相談を受けた時の迅速な対応が必要です。

4 必ず組織的に対応する

相談や通報・届出を受けた職員は、早急に管理職に相談し、関係職員による会議における組織的な判断に基づいて対応する必要があります。

また、事実確認等にあたっては、担当者一人への過度の負担を避け客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応します。

5 関係機関と連携して支援する

複合的な問題を抱えている事例については「札幌市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」の関係機関によるネットワークの活用など、関係者、関係機関との連携が重要です。

特に、司法的判断が必要なもの、事件性のあるものについては弁護士、人権擁護委員、警察の視点、判断等を確認して動くことが必要です。

6 適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するために、市町村が適切に老人福祉法の規定による措置を講じ、必要に応じて成年後見開始の審判の請求をすることを規定しています。

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要です。その場合、行政判断のもととなる支援経過に関する正確で時系列的な記録が重要となりますので、記録は適切に保管しておきます。

また、適切に権限を発動するために、関係機関と連携した実践事例の収集や蓄積、研修など、実施体制を構築していくことが必要です。

ケアマネ 日誌 ②⑥

温ったか介護めくめく
居宅介護支援事業所
本堂 俊子

◇Aさんとの関わり

H15・3月椎間板ヘルニアのため3カ月の入院、退院後介護保険を申請、知人の紹介で当事業所に居宅の依頼があった。

Aさんは30代で建設会社を設立、45歳の時奥様を病気で亡くされている。当時高校1年生の長男と中学1年生の次男を社長業と家事を両立しながら育てる。「ご飯は俺が作った！弁当なんて買った事はないよ」とよく話をしていた。

住まいは一代で築き上げたりっばな自宅で広々とした居間・仏間には大きな仏壇が置いてあった。かわいがっていた愛犬のみみちゃんとの日々は穏やかな生活を物語っていた。病気が回復傾向にあることからサービス利用は1カ月程で中止となった。

H16・12月のある日、民生委員から、連絡が入り再びAさんとの関わりが始まった。長男が継いでいた建設会社が倒産、自宅を売却しアパートに転居した事、「お金がないから」とストーブの火を小さくし生活は苦しい様子。認知症になっている様子…とのことであった。

かけつけて見ると引越荷物の中に埋もれて生活をしているAさんがいた。愛犬のみみちゃんは病死し、かなりの喪失感が見えた。

民生委員の方は生活保護を申請・私は一緒に脳神経外科を受診し検査の結果、認知症と診断された。家賃・公共料金の未払い(金銭管理)には、社会福祉協議会の権利擁護担当の方には色々な事を教えて頂き本当に助けて頂いた。

保護課の方には、グループホームか在宅で生活が出来るかどうか相談に乗ってもらった。

「俺を老人ホームに入れる気か…」とかなり立腹されたが、話し合いの結果「アパートで生活をしたい」と言うAさんの意向を尊重した。(行政で定められた家賃があるため)再度の引越しに

ついてはAさんと3カ所のアパートを見て回り本人に決めてもらった。

(ケアマネジャーってどこまでかわれば良いのか…頭をかしげる日々を過ごす。)Aさんの引越しが終わるまで保護課の方には大変世話になった。今、Aさんは、週2回のデイサービス・週3回の訪問介護を利用し在宅生活を送っている。

「デイサービスに行くのが楽しみだ」と話す。デイに行く時は、社長だった頃を思い出してか、ピシッとスーツに身を包み出かけるAさんである。

◇岩手県生まれのBさんとの関わり

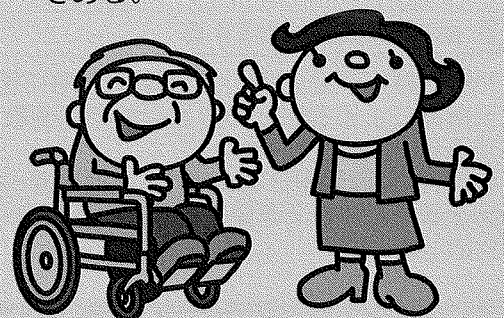
73歳 男性 多発性脳梗塞で認知症が進んでいる。奥様は長い間入院をしているため愛犬のみみちゃんと二人(?)での生活である。Bさんは東北地方の岩手県出身、私は隣の宮城県出身である。Bさんと話をする時は東北なまりのずーずー弁…Bさんは両親の事・兄弟の事・若い頃の話など…私は里で一人で生活をしている年寄いた母の話など…をする。

「東北なまりの方言」で私達は会話を楽しみ、時には腹をかかえて笑っている。

Bさんの口癖は「みみがいるから…こいつがいるから寂しくない…」と愛犬を見つめる。みみちゃんとの散歩のせいか顔は真っ黒に日焼けしている。歩行状態には、少しふらつきが見えるが、定期受診の結果異常がないと…。

仕事を通じ、色々な方との巡り合いがある。

いつまで、一人での生活が続ける事ができるだろうか…。さりげなく温かく見守り穏やかな生活が一日でも長く…と思いながら玄関を後にする日々…である。



トピックス コミュニス

介護支援専門員の資格・研修体系について

- ◇ 介護保険法の改正により、「介護支援専門員登録証明書」は「介護支援専門員証(以下「証」)」に変更となり、証の交付を受けなければ業務に従事することができなくなりました。(証の交付を受けずに介護支援専門員の業務を行うと登録が取り消されます。)
- ◇ 平成17年度までに介護支援専門員として登録されている方は、平成18年4月1日に証の交付を受けた者とみなされ、実務研修を修了した年度により、みなしの期限が

決められています。

- ◇ 証の有効期限は5年であり、更新するためには「更新研修」又は「専門研修Ⅰ・Ⅱ」を受講する必要があります。
- ◇ 有効期限が過ぎると業務に従事することができませんが、「再研修」を受講して証の交付を申請することで業務に従事できます。なお、これらの研修を受講しなくても登録は継続されます。

研修名	種別	対象者	時間数	研修費用	実施年度	備考
実務研修	義務研修 (証の交付に必要)	介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者	44時間		H10年度～	
業務従事者 基礎研修	義務研修	介護支援専門員としての実務就業後1年未満の者	33時間	無料	H18年度～	平成18年4月1日以降に従事した者が対象
専門研修Ⅰ	現任研修	介護支援専門員としての実務就業後6か月以上の者(現任であること)	33時間以上	11,000円	H18年度～	平成15～17年度に旧現任研修の基礎課程の修了者は「専門研修Ⅰ」の修了者とみなす。
専門研修Ⅱ	現任研修	介護支援専門員としての実務就業後3年以上の者(現任であること)	20時間	9,500円	H18年度～	平成15～17年度に旧現任研修の専門課程の修了者は、6時間免除可能
更新研修 (経験者)	義務研修 (証の交付に必要)	証の有効期限1年未満の者	53時間	有料	H19年度～	専門研修Ⅰ・Ⅱと同内容
更新研修 (未経験者)	義務研修 (証の交付に必要)	証の有効期限1年未満の者	44時間	有料	H19年度～	従事しない者は更新研修を受けなくても登録は継続
主任介護支援 専門員研修	キャリアアップ研修	下記の要件のいずれかを満たし、専門研修Ⅰ・Ⅱ又は更新研修(経験者)の修了者 ①主任介護支援専門員に準じる者として地域包括支援センターに配置されている者 ②ケアマネジメントリーダー研修受講者又は認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員としての従事期間(管理者との兼務可)が3年以上の者 ③専任の介護支援専門員としての従事期間(管理者との兼務可)が5年以上の者	64時間	無料	H18年度～	
研修	義務研修 (証の交付に必要)	証の有効期限が切れた者等で、証の交付を受けようとする者	44時間	有料	H20年度～	

「市民のための介護保険フォーラム」

- 《目的》介護保険法が改正され、新たな介護保険制度がスタートした中、市民の方々と介護保険サービス事業所の職員が、今後の高齢社会、介護保険制度について考えるために開催します。
- 《主催》札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会
- 《共催》札幌市社会福祉協議会
- 《日時》平成18年10月24日(火) 14:00～15:40
- 《会場》札幌市社会福祉総合センター 大研修室(4階)
札幌市中央区大通西19丁目1-1
※ 公共交通機関をご利用ください。
- 《参加対象》介護保険制度に関心のある方、介護保険サービス事業所に勤務されている職員など、どなたでも参加できます。
- 《定員》300名
(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

- 《内容》<挨拶>(14:00～14:10)
札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会会長 中川 翼 氏
<講演>(14:10～15:40)
「～21世紀を考える～高齢社会とどう向き合うか」
婦人問題・高齢化問題評論家 東京家政大学名誉教授 樋口 恵子 氏
- 《参加費》無料
- 《申込方法》● 事業所、団体等に所属している方は、別添の申込用紙をFAXで送付してください。
● 一般の方は、電話で氏名・電話番号をお聞かせください。
- 《申込期限》平成18年10月17日(火)
※ 定員になり次第、締め切らせていただきます。
- 《申込先》札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部自立支援課
札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階
【担当】庄中・東井 ☎612-6110 FAX 613-5486

掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

● 中央区支部定例会

日時▶ 10月6日(金) 18時00分～
 会場▶ 札幌市教育文化会館
 内容▶ 市民向け事業
 テーマ▶ 「認知症の理解と予防」
 講師▶ 医療法人ときわ病院院長 宮澤 仁朗 氏
 問い合わせ先▶ 中央区社会福祉協議会
 ☎231-2400

● 北区支部定例会

日時▶ ①10月11日(水) 18時30分～
 ②11月 8日(水) 18時30分～
 会場▶ ①②北区民センター
 内容▶ ②北区ケアプラン指導研修会
 テーマ▶ ①「診療報酬改正と在宅療養」
 ②「高齢者虐待とケアマネジャーの関わり」
 講師▶ ①恵北病院MSW 山田 英雄 氏
 問い合わせ先▶ 北区社会福祉協議会
 ☎757-2482

● 東区支部定例会

日時▶ ①10月21日(土) 13時30分～
 ②11月15日(水) 18時30分～
 会場▶ ①②東区民センター
 内容▶ ①市民向けシンポジウム
 ②東区ケアプラン指導研修会
 テーマ▶ ①「地域における介護予防と自立支援」
 ②「高齢者虐待とケアマネジャーの関わり」
 問い合わせ先▶ 東区社会福祉協議会
 ☎741-6440

● 白石区支部定例会

日時▶ 10月7日(土) 13時30分～
 会場▶ 白石区民センター
 内容▶ 市民向け講演会
 テーマ▶ 「介護予防ってなんだろう?～転ばぬ先の杖～」
 講師▶ 札幌市健康づくり事業団指導係長 佐竹 恵次 氏
 問い合わせ先▶ 白石区社会福祉協議会
 ☎861-3700

● 厚別区支部定例会

日時▶ ①10月14日(土) 10時30分～
 ②11月21日(火) 18時30分～
 会場▶ ①②厚別区民センター
 内容▶ ①厚別健康福祉フェスタ(市民向け事業)
 テーマ▶ ①「ケアマネジャーの役割」
 ②「制度の解釈について(仮)」
 講師▶ ②札幌市担当課職員
 問い合わせ先▶ 厚別区社会福祉協議会
 ☎895-2483

● 豊平区支部定例会

※10月、11月の予定はありません。
 問い合わせ先▶ 豊平区社会福祉協議会
 ☎815-2940

● 清田区支部定例会

日時▶ 11月22日(水) 18時30分～
 会場▶ 清田区総合庁舎
 内容▶ 清田区ケアプラン指導研修会
 テーマ▶ 「高齢者虐待とケアマネジャーの関わり」
 問い合わせ先▶ 清田区社会福祉協議会
 ☎889-2491

● 南区支部定例会

日時▶ 11月14日(火) 18時30分～
 会場▶ 南区民センター
 内容▶ 南区ケアプラン指導研修会
 テーマ▶ 「高齢者虐待とケアマネジャーの関わり」
 問い合わせ先▶ 南区社会福祉協議会
 ☎582-2415

● 西区支部定例会

日時▶ 11月21日(火) 18時30分～
 会場▶ 西区民センター
 内容▶ 市民向けシンポジウム
 テーマ▶ 「西区で住む・生きる・つながる(仮)」
 問い合わせ先▶ 西区社会福祉協議会
 ☎641-2400

● 手稲区支部定例会

日時▶ ①11月14日(火) 18時30分～
 ②11月17日(金)～11月18日(土)
 会場▶ ①手稲区民センター
 ②手稲区民ホール、JR手稲駅改札口前ホール「あいくる」
 内容▶ ①手稲区ケアプラン指導研修会
 ②市民向けシンポジウム
 テーマ▶ ①「高齢者虐待とケアマネジャーの関わり」
 ②「まちづくりは人づくり～住民がともした福祉の火～」
 講師▶ ②秋田県鷹巣町前町長 岩川 徹 氏
 問い合わせ先▶ 手稲区社会福祉協議会
 ☎681-2400

※なお、各区のケアプラン指導研修会につきましては、参加対象は札幌市内の居宅介護支援事業所、グループホーム、介護保険3施設に勤務する介護支援専門員及び地域包括支援センターに勤務する職員となりますので、ご了承ください。

「ケアマネメール相談室」ご利用下さい!!

介護支援専門員として働いていて、適正な給付管理や介護報酬の解釈などで、ふと疑問に思うこと、介護支援専門員の仕事はしていないけどケアマネジメントのことで聞いてみたいことなどEメールで気軽に相談できるよう、本会会員のための相談室を昨年9月から開設していますので、ご利用下さい。

相談を希望する方は、氏名、所属、会員番号を明記の上、相談内容を簡潔にまとめ、Eメールして下さい。

Eメールアドレスは、
 「caremanager@sapporo-shakyo.or.jp」
 です。お気軽にご相談下さい。